

地域・職場・社会からいのちと健康を守る運動を 県過労死センター総会ー来年は中四国ブロックセミナー開催へ

1月12日、県過労死センター総会が開かれ38人が参加し、今年1年の方針などを決めました。

花田代表委員(県労議長)が「政権交代で改憲や大企業奉仕の規制緩和が強化されようとしているが、これを跳ね返す運動を職場、地域、社会から強化しよう」と開会挨拶。

日鉱水島海底トンネル事故-コスト削減指摘

去年は、中日本高速道路笹子トンネル天井崩落事故など重大事故が相次ぎました。

水島の事故では、国交省の有識者協議会がコスト低減や会社側の工期短縮の優先が原因の可能性があると中間報告をまとめています。

笹子トンネルでは、ボルト欠落や脱落が1211か所もあり、定期点検の目視でも発見できるものが、コスト削減で点検が手抜きされていました。

2年連続増の労災死傷病-規制緩和が背景

12年11月の死亡者数は全国で減少傾向から増加へ転じ、県の死亡者数は、前年14人から29人と倍以上となりました。岡山労働局は、「2012岡山労働災害撲滅運動」を展開し、「死亡災害増加警報」を発しましたが、その効果は不十分でした。死傷者数も2年連続増加となりました。

これらの背景には、極限までの人減らしによる現場の多忙化、コスト削減を優先した安全無視の経営体質など、構造改革路線による規制緩和があり、これを規制する運動が大切です。

精神障害の労災請求件数が過去最高

精神障害の労災請求件数は1,272件で前年度比91件の増となり、3年連続で過去最高を更新し、支給決定件数も325件(同17件の増)で過去最高となっています。

自殺14年連続3万人、精神疾患5大疾患に

11年の全国の自殺者総数が3万513人で、前年比1177人減、県は13人減の388人で、14年連続3万人を超える事態となっています。精神疾患が増加し、厚労省は11年地域医療計画作成の対象疾患を従来の「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」に加えて精神疾患を加え、5大疾



1月12日、総会で挨拶する花田代表委員と位置づけました。

高梁市職員、県貨物鋼運運転手の 逆转过労死認定の判決-不当にも控訴

高梁市職員森氏の過労死認定判決が地裁で出されました。判決は、公務災害基金が認めなかった職場や自宅での残業、専門職としての研究・会合を認定して、過労死と認めました。その後、基金は、不当にも控訴しました。

県貨物鋼運の運転手中上氏が自殺した事案で、監督署、労災審査会、地裁、高裁で労災として見認められませんでした。

岡山地裁倉敷支部に、自殺したのは会社の安全配慮義務違反があったと提訴。裁判所は、長距離・長時間運転、職場の上司の差別的いやがらせが原因があり、几帳面で心理的負荷を受けやすい立場を会社は認識していたとして、損害賠償額を請求より減額して支払うことを命じました。会社は、不当にも控訴しました。

セクハラ、長時間労働、じん肺根絶を

討論では、市役所でのセクハラ事件から「防止対策委員会」を設置したこと、高校教師の38%が過労死ラインを超える業務をしていることの改善を求める交渉、じん肺根絶のため、1日8時間労働としたが実際はこれが実現しておらず、さらに運動を強めることが出されました。(裏面へ)

第6回いの健中四国ブロックセミナー岡山で開催 2014年5月31-6月1日、倉敷市で開催準備へ

今年の方針として、職場、地域での取り組みの強化、過労死、じん肺、アズベスト、パワハラなどの被災者救済の闘い、過労死防止基本法制定やじん肺・アズベスト規制強化の署名や裁判支援など社会的規制の強化などを

決めました。

2014年に開催予定となる中四国ブロックセミナーの日程を5月31日から6月1日、倉敷市民会館を候補として準備を進めることなどを確認。財政を決定し、役員選出しました。

県労健康講座 講演 清水 善朗弁護士

「闘い続けて勝ち取った～中上事件の報告」

県労会議が開催している「健康講座」は、12年を超える闘いで勝ち取った県貨物鋼運の運転手中上氏の自殺事案について、清水善朗弁護士が講演しました。



講演する清水弁護士 1月12日

運搬していた自動車部品を荷卸して壊した後、帰路のサービスエリアで自殺した事案が、労災として厚労省と地裁、高裁でも認められませんでした。

会社の安全配慮義務違反としての損害賠償請求裁判を倉敷地裁に起こし、12年を超える闘いで会社の責任を認めさせ、損害賠償の支払い判決を受けました。

労災の裁判では、「自動車運転者労務改善基準」を超える長期間労働や休憩時間、拘束時間を過重性の基準ではないと否定し、パワ

ハラ、うつ病の発症も否定しました。

今回の判決では、差別扱いをしていた課長の有料道路回数券の横領が発覚し、会社証人もそれを認めると証言。その不正を追及をしていた被災者が心理的負荷を受けていたこと、長時間労働なども心理的負荷となり、被災者が正常な判断能力等を損なう原因となった。会社は、被災者が社内でも心理的負荷を受けやすい立場にあったことは認識していた。（下、お礼と今後の支援を訴える原告）



被災者にも改善の余地があったことなども入れ、損害賠償額を決定した。

12年を超える闘いで、逆転勝訴したことについて原告が、支援のお礼を述べ今後の決意と引き続く支援を訴えました。

裁判傍聴支援のお願い

- | | | | |
|-------------|----|-------------|--------|
| ○県貨物過労自殺事案 | 控訴 | 広島高裁岡山支部 | 未定 |
| ○福祉施設過労自殺事案 | 行訴 | 2月13日10時30分 | 岡山地裁 |
| | 同上 | 1月16日10時 | 岡山地裁 |
| ○高梁市職員過労死事案 | 行訴 | 1月17日10時 | 高裁岡山支部 |